事務センターだより

第56号
平成21年1月5日
亀山市学校事務センター（文責：西口）

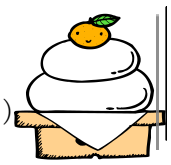

新年あけましておめでとうございます。センター全員が心新たに、みなさんのお役に立てるセンターを目指し頑張ります。本年もどうぞよろしくお願いします。

アメリカから始まった金融危機の影響で、日本でも年末年始を通じて暗いニュースでもちきりでした。少しでも早く、明るい社会になるとよいですね。

保険料などの控除申告をした結果はどうなるの？

過日提出されました「扶養控除等申告書」や「保険料等控除申告書」をもとに、学校事務センターで年末調整報告を済ませました。

年末調整とは、あなたの今年一年間の収入に対する年税額を確定し、未納分を徴収し過払い分を還付するものです。その結果は年末に「年末調整表」でお知らせしました。『源泉徴収票』は1月末にお渡しする予定です。あなたが申告したものが、きちんと控除されているかを確認してみましょう。

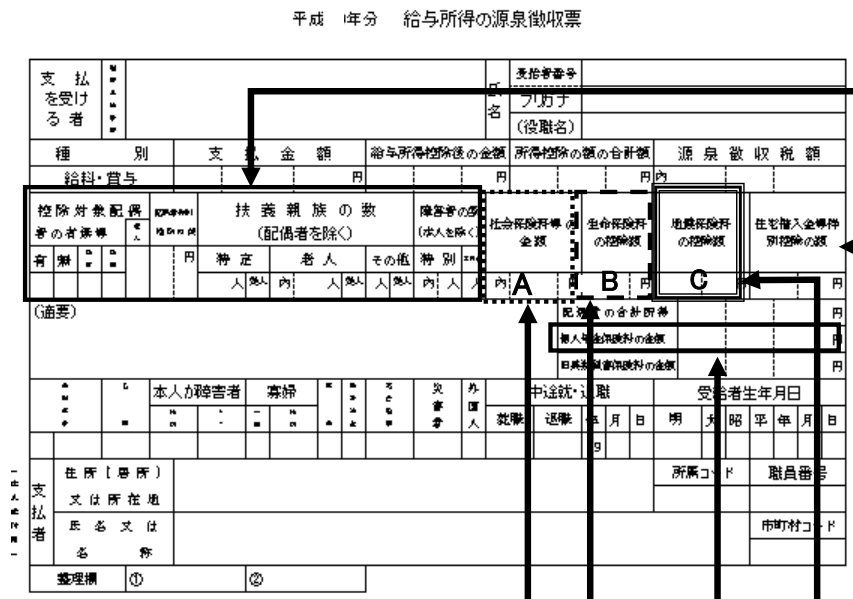

扶養控除等申告書により
- ●控除対象配偶者の有無
- ●特定扶養
- ●同居老親　など

扶養親族数が表示されています。

住宅借入金控除申告書により申告された金額が記載されています。

H11.1.1からH18.12.31までに入居した住宅についての控除は、市町へ申告することで住民税から控除される場合があります。

（詳しくは市町へお問い合わせください。）

保険料等控除申告書により
- A　社会保険料の控除額
- B　生命保険料の控除額
- C　地震保険料の控除額

が記載されています。

天引きされた自分の社会保険料額と合算されています。

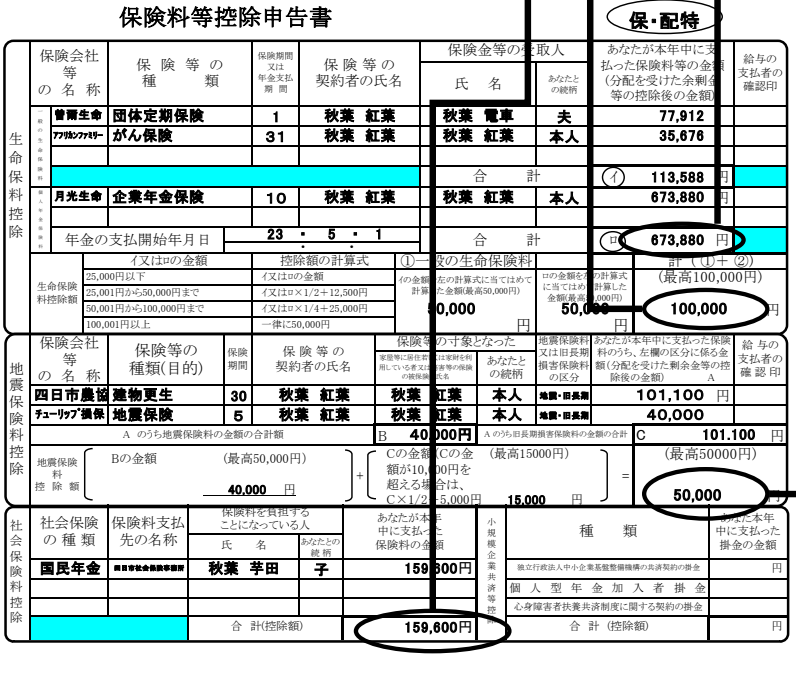

被扶養者の所得は大丈夫ですか？

被扶養者を申告するにあたり、被扶養者の所得確認を確実に行ってください。昨年分以前のものについて、税務署からの指摘により税金を追徴された方もあります。

年末調整後、被扶養者の所得が増えて控除対象から外れるような場合は確定申告をしてください。

また医療費など確定申告すれば税金が戻ってくるものもあります。

（詳しいことは税務署にお尋ねください。）